

令和2年4月22日

東郷町を相手方とした工事及び業務の受注者 各位

東 郷 町

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた 工事及び業務の対応方針について（お願い）

○ このことについて、令和2年4月16日に内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が行われ、令和2年4月16日から令和2年5月6日まで全都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域になりました。このことに伴い、感染拡大防止のため、本町発注の工事及び業務（以下「工事等」という。）について対応方針を下記のとおり定めましたので、適切な対応にご協力をお願いします。

記

1 受注者の希望に応じた工事及び業務の一時中止措置等

受注者から、新型コロナウイルス感染症のり患や学校の臨時休校等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等の調達ができない等の事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申し出があった場合は、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組み状況及び地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責によらない事由とし、工期の見直し及びこのことに伴い必要となる請負代金の変更、工事等の一時中止の対応等、適切な措置を双方協議の上行うこととします。

なお、以上の措置を講ずるに当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において、社会の安定の維持の観点から緊急事態措置の期間中にも安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）に係る事業については、最低限の事業継続が要請されていることに留意し、適切な対応を行うこととします。

2 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

- (1) 工事等の現場の状況に応じて、アルコール消毒液の設置や特定多数の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがい等、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じて全ての作業従事者の健康管理に留意してください。
- (2) 施工中の工事等の受注者について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合は、速やかに発注者に報告する等、所要の連絡体制を構築するとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や、濃厚接触者の自宅待機を始め、適切な措置が講じられるようにしてください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症は、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場で感染拡大のリスクが高いと考えられており、工事等の現場では、多人数での作業や打合せを始め、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、他の作業員と一定の距離を保つことや、作業場所の換気等、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要について、周知徹底を図る等、適切な対応をお願いします。

3 中間前金払等の活用について

資金繰りについて中間前金払制度等の活用を検討してください。

4 提出書類の社印及び代表者印の省略

受注者の従業員のテレワーク導入状況を確認し、提出書類の内容により社印及び代表者印の押印（以下、単に「押印」という。）を省略できるか否かを十分に精査した上で、各担当課の判断により押印を省略できるものとします。（契約書、見積書、請求書等契約内容に関わる書類を除く。）

<問い合わせ>

東郷町役場 総務財政課

TEL 0561-38-3112

FAX 0561-38-0001